

商品概要説明書
スーパー定期貯金〈複利型〉

(令和7年7月1日現在)

商品名	・BIG サマーキャンペーン（スーパー定期貯金複利型）（ネットバンク用）
ご利用いただける方	・新規に10万円以上JAネットバンクによりお預入れいただける個人の方。
期 間	・定型方式3年 ※自動継続（元金継続または元利金継続）のみの取扱いとなります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・10万円以上1,000万円未満 ・1円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・一部支払いの取扱いができます。預入日の1か月後の応当日以後に、1万円以上1円単位で、当JA所定の中途解約利率より一部支払いが可能です。 ※ただし、支払後残高が10万円未満になる場合の一部支払いはできません。
利 息 ①適用金利 ②利払頻度 ③計算方法 ④税 金 ⑤金利情報の入手方法	・下記の約定利率を初回満期日まで適用します。 年0.5%（税引後 年0.398%） ・預入時の約定利率を初回満期日まで適用します。自動継続後は、ご継続時のスーパー定期貯金（複利型）の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
募集総額	・10億円
取扱期間	・令和7年7月1日（火） ～ 令和7年9月30日（火）
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×20% ③ 1年以上1年6か月未満 約定利率×30% ④ 1年6か月以上2年未満 約定利率×40% ⑤ 2年以上2年6か月未満 約定利率×50% ⑥ 2年6か月以上3年未満 約定利率×60% ・ただし、②から⑥の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本店・信用課（電話：0748-55-2858）にお申し出ください。 当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。

	紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 信用課または J A バンク相談所にお申し出ください。 滋賀弁護士会（電話：077-522-3238） 京都弁護士会（電話：075-231-2378） なお、上記弁護士会へ直接お申し立ていただくことも可能です。 ただし、滋賀弁護士会へ直接お申し立てをされる場合には、事前に弁護士による法律相談（有料）を受け、紹介状を作成してもらう必要があります。（弁護士を代理人としてお申し立てされる場合には不要です。）
その他参考となる事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・金利情勢の変化等により、取扱期間中であっても適用金利の変更、または取扱いを中止する場合がございます。 ・日本国内に在住する個人のお客様に限らせていただきます。 ・通帳式、総合口座でのお取扱いとなります。 ・現在ご契約中の定期貯金の中途解約による預け替えは対象外とさせていただきます。 ・その他詳細については「自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）」に準じます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA 滋賀蒲生町